

「次世代育成支援対策推進法」に基づく  
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構行動計画

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の職員が、仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日

2. 内容

目標1：計画期間内における女性の育児休業取得率を平均で80%以上、男性の育児休業取得率を平均で70%以上とする。

<取組内容>

- 令和8年4月～ 仕事と育児の両立支援リーフレットの職員への周知
- 令和8年4月～ 仕事と育児の両立支援に関する意向調査書の配付

目標2：全職員の時間外・休日労働時間の平均を毎月20時間未満とする。

<取組内容>

- 令和8年4月～ 各部署等においてノー残業デーの設定・実施
- 令和8年4月～ フレックスタイム制及び在宅勤務制度の利用促進の声かけ

目標3：年次有給休暇の計画的な取得促進のため、各部署において休暇取得推進月間を定め、職員平均で年間7日以上取得する。

<取組内容>

- 令和8年7月～ 年次有給休暇取得推進月間の設定・実施
- 令和8年10月～ 年次有給休暇取得実績の集計・取得推進のための声かけ

目標4：育児休業等をし、または育児を行う職員が、職業生活と家庭生活との両立を図りながら、その意欲を高め、かつその能力を発揮することで活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のためのセミナー等を年1回以上開催する。

< 取組内容 >

- 令和8年4月～ セミナーの企画・検討
- 令和9年2月～ セミナーの開催
- 令和9年4月～ セミナーの企画・検討
- 令和10年2月～ セミナーの開催

以上